

○飯島町耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱

平成30年3月23日

告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、既存の木造住宅の内部に耐震シェルター等を設置する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則（昭和36年飯島町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター等 既存の木造住宅の内部に組み立てる箱型の耐震装置又は既存の木造住宅の内部に設置する上部に耐震保護機能を有するベッドで、地震発生時において住宅の倒壊に耐え得る堅固な構造を有するもののうち、町長が認めるものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法の住宅。（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）

(2) 飯島町が実施している飯島町住宅耐震補強事業補助金交付要綱（平成17年飯島町告示第25号。以下「耐震補強事業補助金交付要綱」という。）に規定する補助金の交付を受けていないもの

(3) この要綱に規定する事業によらず耐震性能を向上させるための補強工事を実施していないもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震シェルター等の購入費、運搬費、工事費その他補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 飯島町内に住所を有し、補助対象建築物に現に居住する者。又は補助対象建築物を所有している者
 - (2) 補助金の交付の申請をする日の属する年の前年の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。）が、1,200万円以下である者
 - (3) 町税等その他義務的納金を滞納していない者
 - (4) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年飯島町条例第14号）第6条第1項に規定する者でない者
- （交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、飯島町耐震シェルター等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 施工予定業者が発行した補助対象経費の見積書の写し
 - (2) 耐震シェルター等を設置しようとする箇所の写真及び見取図
 - (3) 耐震シェルター等の性能等が確認できる書類（カタログ等）
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、飯島町耐震シェルター等設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（計画の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条に規定する申請書又は書類に記載した事項のうち、次の各号のいずれかに該当するものを変更しようとするとき、又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ飯島町耐震シェルター等設置事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容
- (2) 補助対象経費の額

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、飯島町耐震シェルター等設置事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4

号)により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事前着手の禁止)

第10条 補助事業者は、第8条又は前条第2項の規定による通知を受けるまでは、補助対象事業(契約の締結を含む。)に着手してはならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、飯島町耐震シェルター等設置事業完了実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 施工業者と締結した補助対象事業に係る契約書の写し

(2) 施工業者が発行した補助対象経費の領収書の写し

(3) 耐震シェルター等を設置した箇所の写真(施工中及び施工後の状態を撮影したもの)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は第8条に規定する補助金の交付の決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、補助金の額を確定したときは、飯島町耐震シェルター等設置事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、飯島町耐震シェルター等設置事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。